

～自分は大丈夫と思つていませんか？～

だまされないために賢い消費者になろう!!

◆大量・高額な学習教材の契約は慎重に

○学習教材の勧誘電話があり、自宅に来てもらうことにした。中学生の娘と一緒に説明を受けた教材は、中学3年分、60万円と高額なので不安だったが、「この教材で勉強しない子はない」「テストの点も確実」などと言われ、特典の学習用タブレットも魅力的に契約し、代金を支払ってしまった。しかし、契約後はタブレットの使い方の説明に来るように興味を示さないので解約したい。



出典：独立行政法人国民生活センター

《ひとこと助言》

- 学習教材は実際に使ってみないと合っているかなどは分かりません。一度に大量で高額な契約を結ぶのは避けましょう。
- 「特典が付く」「すぐに成績が上がる」などを強調し契約を迫られても、その場では契約せず、慎重に検討しましょう。契約書をよく読み、解約等の条件についてもよく確認することが大切です。
- 心配なときは、ご相談ください。

▶問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188

Vol.9

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当が変わります

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当額が変わります。

※消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

◆児童扶養手当

	現行	改正後
全部支給	42,000円	42,330円
一部支給	41,990円～9,910円	42,320円～9,990円

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に支給される手当です。

◆特別児童扶養手当

	現行	改正後
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,330円

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父若しくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。

■問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

◆障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当

	現行	改正後
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
福 祉 手 当	14,480円	14,600円

※障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。

※特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

※福祉手当

新規の受け付けは行っていません。

■問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

